

金融機能の再生のための緊急措置に関する
法律第13条に基づく報告書（補遺）

内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿

平成14年8月6日

朝銀近畿 信用組合

金融整理管財人	清水 明	
金融整理管財人	嶋 楠男	
金融整理管財人	岩城 本臣	

はじめに

当組合は、平成12年12月29日「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第68条第1項に基づき、金融再生委員会に対し「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払い戻しを停止するおそれがある」旨の申出を行いました。これを受けて同日、当組合は同委員会より金融再生法第8条第1項に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。我々金融整理管財人は、平成12年12月29日に選任されて以降、金融再生法の趣旨に則り、当組合の適切な業務運営に鋭意取り組んでまいりました。

我々金融整理管財人は、管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につきまして調査の上、平成13年5月15日「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第13条に基づく報告書」を提出いたしました。その後の調査につきまして、現時点での状況を以下の通りご報告いたします。

I. 旧経営陣に対する民事、刑事上の責任追及について

我々金融整理管財人の最終目標である事業譲渡を早期に実現するためにも、旧経営陣の責任追及を行うことが最優先の課題であるとの認識から、従業員はもとより、組合員、さらに取引先商工人等の理解を得ながら精力的に調査に取り組んできた。その経緯については以下の通りである。

1. 「責任解明委員会」の設置

着任まもない平成13年1月22日、我々金融整理管財人の下に藤村睦美弁護士（元大阪弁護士会 近畿弁護士連合会民暴委員会委員長、元国家公安委員会審査専門委員）を委員長に、財政、経済担当経験のある元検事、責任解明に熟達している整理回収機構嘱託弁護士らの参加を得て6名の弁護士チームによる「責任解明委員会」を立ち上げ、我々金融整理管財人と一体となって責任解明に取り組んできた。

2. 責任解明・追及に際しての基本方針

旧経営陣の責任解明・追及に当たっての要点として、我々金融整理管財人は

- ① 経営陣等に職務上の義務違反があった場合の民事訴追の可否、あるいはそれ以外の必要な措置の可能性
- ② 旧経営陣の犯罪に対する刑事告訴、或いは刑事告発等の必要性及び妥当性

等を主眼において、当組合の問題案件について幅広く調査解明のメスをいれた。その結果、以下の事案について旧経営陣等の責任を追及すべく、民事、刑事両面からの提訴もしくは告訴・告発を行った。

3. 民事責任の追及について

石部カントリークラブ関連融資に対する民事提訴（損害賠償請求）

- ① 提訴日
平成13年11月20日
- ② 提訴対象となった事案
旧朝銀京都信用組合は滋賀県石部町におけるゴルフ場開発計画

に、同信組の関連会社2社（(株)三信、(株)商工）を通じて合計約95億円を融資したが、開発はほとんど進展しないまま事業は頓挫し、その結果旧朝銀京都信用組合にほぼ同金額の損害を与えた

- ③ 提訴の趣旨、経営責任上の違法性について
(中企法42条、商法254条3項、民法644条709条ほか)
 - ・ 大口信用供与違反
 - ・ 員外貸付の禁止規定違反
 - ・ 定款目的違反
 - ・ 融資、審査規定違反
 - ・ 安全性の原則違反
- ④ 被告
成 漢慶（旧朝銀京都信用組合理事長）
金 東浩（ " 副理事長）
- ⑤ 損害賠償請求額
金 30億円（上記金額の内金として）

4. 刑事責任の追及について

(1) 近畿財務局の立ち入り検査に対する検査忌避容疑での告発

- ① 告発日
平成13年9月25日
- ② 告発対象となった事案
平成12年5月18日から同年10月24日までの間に実施された近畿財務局の立ち入り検査に際し、検査官から資産査定の対象貸出金のうち22取引先、1,176百万円の貸出金について、既に延滞貸出金であったにもかかわらず、延滞はしていない旨の虚偽の答弁をした
- ③ 告発の趣旨
協同組合による金融事業に関する法律違反（同法第10条第3号、刑法第60条）に該当すると考えられる
- ④ 被告発人
氏名不詳
(当時関わった経営陣の関与度合いが不確かなため)
- ⑤ 被疑者の処分
平成13年12月5日、神戸地方検察庁は上記③罪名にて以下の

3名を起訴した

安 定志 (元朝銀近畿信用組合理事長)

河 大京 (" 副理事長)

朴 義雄 (" 副理事長)

(2) 返済能力のない企業に対し、第三者への利払いに充てるため不正な融資を行ったことに対する背任容疑での告訴・告発

① 告訴・告発日

平成13年11月14日

② 告訴・告発対象となった事案

下記企業が朝銀関連会社である(株)共同開発からの借入金の利払いに充てるための資金を、その時点で既に返済能力がないことを認識しながら、回収確実にするための万全の措置を講ずることなく、旧朝銀京都信用組合にて融資を行った結果、回収が困難となり旧朝銀京都信用組合に対し財産上の損害を加えた

共同信拓(有) 120,518千円(損害額の対象となる貸出金)

(株)シルク興産 63,025千円(")

③ 告訴・告発の趣旨

背任罪(刑法第247条、同法第60条)に該当すると考えられる

④ 被告訴・告発人

成 漢慶(元朝銀京都信用組合理事長)

金 東浩(" 副理事長)

金 鐘立(" 常務理事)

⑤ 被疑者の処分

平成13年12月5日、神戸地方検察庁は上記③の罪名にて、上記④の被告訴・告発人を起訴した

(3) 旧朝銀大阪信用組合の不良債権の隠蔽を目的として架空、借名による不正な融資を行ったことに対する背任容疑での告訴・告発

① 告訴・告発日

平成13年12月5日

② 告訴・告発の対象となった事案

ア 平成9年9月、旧朝銀兵庫信用組合(本店営業部)において実行された、架空名義人「李 海志」に対する350百万円の貸出金

イ 平成9年9月、旧朝銀京都信用組合（本部）において実行された、「金山英祚」の名義を借用して実行された350百万円の貸出金

ウ 平成10年7月、朝銀近畿信用組合（本店営業部）において実行された架空名義人「燕 統磨」他3名に対する総額694百万円のうち344百万円の貸出金

上記の貸出金は、いずれも既に経営破綻していた旧朝銀大阪信用組合の不良債権の返済原資の捻出を目的に、回収が危ぶまれることを十分に認識しながら、十分な担保も徴求せず、かつ債権の保全、回収を確実にするための万全の措置を講ずることなく融資を実行した結果、当該貸出金の回収を著しく困難にし、もってそれぞれの信用組合に対し、財産上の損害を加えた

③ 告訴・告発の趣旨

背任罪（刑法第247条、同法第60条）に該当すると考えられる

④ 被告訴・告発人

徐 敬植（元朝銀兵庫信用組合理事長）

成 漢慶（元朝銀近畿信用組合理事長）

李 範洛（元在日本朝鮮信用組合協会会長）

李 庭浩（在日本朝鮮信用組合協会会長）

他5名

⑤ 被疑者の処分

平成13年12月5日、神戸地方検察庁は上記被告訴・告発人のうち、下記の4名を背任容疑で起訴した

徐 敬植、成 漢慶、李 範洛、李 庭浩

Ⅱ. 総括並びに今後の対応について

以上のように旧経営陣に対する責任追及は、「責任解明委員会」はもとより、預金保険機構大阪本部特別業務部、神戸地方検察庁特別刑事部、兵庫県警捜査二課等と緊密な連携をとり、その指導を得て民事及び刑事両面から幅広く取り組んだ結果、早期に一定の成果を得ることができたと考えている。

今後、整理回収機構への不良債権譲渡に伴い、整理回収機構での調査において新たな事実が出てくる可能性もあり、その際整理回収機構において民事及び刑事両面の追及が可能となるよう旧経営陣に対する損害賠償請求権を同機構に譲渡する予定である。

以上